

## 6. 承継届

次の場合は、新規の許可を受けないで製造者の地位を承継できる。

この場合、地位を承継した者は遅滞なくその旨を登録行政庁に届け出なければならない。承継する者が高圧ガス保安法第7条の規定による欠格条項に該当する場合は、承継は認められない。

### (1) 個人

許可を受けた者が死亡して相続をした人、相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したとき。

### (2) 法人

他の法人と合併した場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人。

法人を分割した場合は、分割により設立した法人

(分社化の場合は当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る)

### (3) 提出書類一覧

区分	添付書類
法人の場合	① 登記事項証明書 ② 合併・分割の事実を証明する書面（契約書の写し、議事録の写し等）
個人の場合	① 戸籍謄本 ② 相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

## 7. 事故届（保安法63条、液石法規則第133条）

### ① 保安法 法63条

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液石法に定める販売事業者、高圧ガスを貯蔵し又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者、その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を所管行政庁又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき

（届出：様式57による届出）

### ② 保安法 液石則93条の2

液化石油ガス販売事業者は「特定消費設備」（ガスマーテーと末端ガス栓の間の、配管・その他の設備を除く消費設備別表P96参照）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適切な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

（速報：別紙様式例によるファクシミリ等）

（届出：様式57の2による届出）